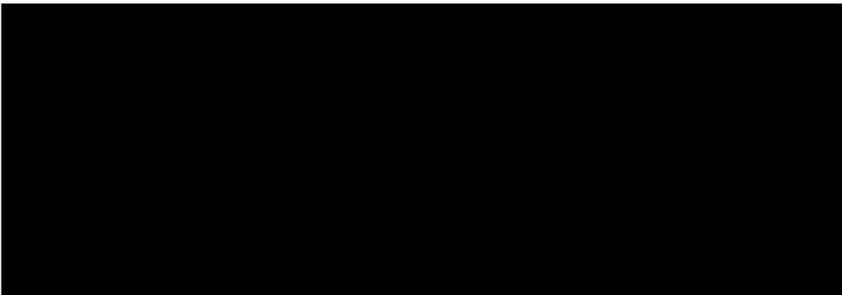




申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	1	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について
同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター(AREC中小企業経営力強化コンソーシアム)

団体代表者 役職・氏名

ARECセンター長・岡田基幸

分類

法人番号

団体コード

申請団体の住所

長野県上田市常田3-15-1 信州大学繊維学部内AREC

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般財団法人浅間リサーチ エクステンションセンター	ARECセンター長・岡田基幸	幹事団体
Buddiate株式会社	代表取締役・高司浩史	構成団体
税理士法人小山会計	代表税理士・小山秀喜	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
一般財団法人浅間リサーチ エクステンションセンター	該当なし	該当なし	該当なし
Buddiate株式会社	該当なし	該当なし	該当なし
税理士法人小山会計	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

民間公益活動を実施する担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）、組織運営、広報・ファンドレイジング、社会インパクト評価

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施） B.組織運営 C.広報・ファンドレイジング D.社会インパクト評価

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要

任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する	
	事業名（副）		
	団体名	AREC中小企業経営力強化コンソーシアム	コンソーシアムの有無
支援対象区分	②民間公益活動の担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	B組織運営		
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野4	D社会的インパクト評価		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	ソーシャルビジネス実行団体や小規模事業者の経営力向上と持続的な事業拡大支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_3.すべての人に健康と福祉を	3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	当団体は、社会的な背景により健康な環境や十分な福祉サポートを享受できていない方々を支援するような団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
_4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	当団体は、様々な背景により十分な教育を受けることができていないような方々（若年層中心）を支援するような団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	当団体は、男女平等な環境や女性活躍のチャンスを享受できていない方々を支援するような団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	当団体は、適切な雇用環境で働くことができていない方々を支援するような団体と、起業家育成を目指す団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
_11.住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	当団体は、誰もが満足の行く移動手段を提供することにつながるプログラムを実行しようとする団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する

I.団体概要

(1)設立目的・理念	227/200字
<p>AREC中小企業経営力強化コンソーシアム（以下、当団体）は、中小企業が経営力を強化し持続的に発展することを目的として設立された。</p> <p>「全ての事業者が経営力を強化し、地域へ好影響を与えるサポートを行うこと」を理念としており、日頃より中小企業の発展に寄与している。</p> <p>当コンソーシアムには、経営支援経験豊富なアドバイザーのほか中小企業診断士、税理士、社会保険労務士といった各種士業も在籍しており、中小企業が抱える課題を多方面から解決に導くノウハウを有している。</p>	
(2)団体の主な活動	176/200字
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業経営支援（戦略・組織・IT・広報など多方面からアドバイス） ・ AREC賛助団体同士の結びつきや協業を支援 ・ 年間50回以上の中小企業向け講座実施 ・ 補助金支援相談（中小企業診断士） ・ 税務支援相談（税理士） ・ 労務支援相談（社会保険労務士） ・ ソーシャルビジネス事業者向け経営相談 ・ 商工会議所や地域団体と連携し、小規模事業者の経営相談会実施 	

II.事業概要

契約締結日

採択後の契約時に用いる欄です。

実施時期	(開始) 2025/4/1	(終了) 2028/3/31	対象地域	長野県、北信越地区（富山、新潟、石川）、全国
事業概要	<p>ソーシャルビジネスに取り組む団体は多岐にわたり、数も増加している一方で、経営経験が豊富ではない方が事業を運営されている事例も多い。</p> <p>当団体では、そんな「社会への想い」をもった方々が円滑にソーシャルビジネスを運営、休眠預金活用を進められるようなサポートを行う。</p> <p>具体的な活動支援プログラムは下記の通り。</p> <p>対象団体：長野県内の実行団体を優先的に対応、オンラインを活用し、全国のソーシャルビジネス運営団体（民間公益活動を実施する担い手）も支援 ⇒中小企業、小規模事業者、NPO、一般社団法人などソーシャルビジネスを運営する特殊法人も含む</p> <p>【支援概要】</p> <p>一般社団法人浅間リサーチエクステンション（AREC）がもつ430社以上の法人会員・賛助企業のノウハウ、人脈を活かす他、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、各種士業がもつ専門性を活かして、研修会の実施、訪問による伴走支援、地域内連携推進を図ることで、実行団体が抱える組織課題を包括的に解決し、休眠預金活用事業の円滑な進行に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかな事業実施のサポート（課題把握、実行支援） ・課題解決の質向上、組織基盤強化、事業の持続性向上（スキル向上支援、地域内連携支援） ・他団体への波及をサポート（実行団体の評価、公表） <p>【当団体が提供するプログラム内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな事業実施（プロジェクト実施）を目的とした研修 ・円滑な組織運営を目的とした研修 ・事業成功のための広報、持続可能な活動を実現する資金調達を目的とした研修 ・正確な社会的インパクト評価を実現するための研修を実施 ・実際に訪問もしくはオンライン面談を各者と行い、各団体の課題に沿った改善点と方法の提案 ・チャットツール活用による随時質問対応 ・半年ごとの振り返りMTG実施 			
752/800字				

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	894/1000字
<p>支援対象団体が抱えている課題を下記3つの観点から記載する。</p> <p>①人事体制構築面</p> <p>課題：組織運営体制構築、業務分担、研修制度構築、</p> <p>課題の妥当性：中小企業100社のうち86%が人事組織面に課題を抱えていると回答しており、課題の定義は妥当である</p> <p>課題が生じている要因：支援対象となる団体は人員的資源や財務的資源が豊富にあるわけではない。限られた人員と財務資源で事業を行っており、個々の能力に依存しながら事業を行っていることが大半である。また、トップダウン方式の事業運営がされやすい傾向にあり、経営者層の判断や決定で物事が進行することが多い。事業実施のための組織体制面や業務分担面、さらには研修によるノウハウ取得に課題を抱えることになる。</p> <p>②戦略構築面</p> <p>課題：戦略構築、財務管理、事業評価改善ルーティンの確立</p> <p>課題の妥当性：中小企業100社のうち78%が戦略構築面に課題を抱えていると回答しており、課題の定義は妥当である</p> <p>課題が生じている要因：支援対象となる団体は限られた人員と財務資源で事業を行っており、経営層含めて日常業務に追われる事例が多く、短期的な視点に陥りがちである。そういった背景から中長期目標策定が後回しにされ、組織としての戦略や財務管理、事業評価まで手が回っていないことが要因として考えられる。加えて、フレームワークなどを使って戦略構築できる人材がおらずノウハウが不足している。経理に長けている方がいないこともあり、財務管理が曖昧になりがちである。</p> <p>③広報活動面</p> <p>課題：広報戦略構築</p> <p>課題の妥当性：中小企業100社のうち76%が広報戦略は何をすれば良いか分からないと回答しており、課題の定義は妥当である</p> <p>課題が生じている要因：支援対象となる団体は人員的資源や財務的資源が限られた中で活動する中小企業が中心である。自社の商材やサービスがどの顧客に受け入れられやすいのかという議論やセグメンテーションが行われないことが大半である。ターゲット選定が甘いゆえに広報活動においてもどのツールや媒体を使えばよいか曖昧になっており、自社の活動内容やサービスを広く認知させることができていない</p>	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	381/400字
<p>行政機関や民間企業は地域の経営者向けセミナーや有償支援を行っているが、行政機関のセミナーや研修は、「現在の事業で少し改善ができればよい」と考える個人事業主や小規模事業者に向けた内容が多く、その後の伴走支援などは行わないものがほとんどである。また、民間企業が行う有償支援は、中小企業や小規模事業者にとって財務的負担が大きく、一つの分野に絞られたテーマのみで進行しがちである。結果、事業者自身は必要性を感じていながらも費用を支払って依頼するという決断に至らないことが多い。当団体であれば、本来は有償費用を支払って依頼すべき「経験値の高い経営専門家」を、支援対象団体に派遣することができる。専門家の数や分野も多岐にわたる。その結果、支援対象団体は財務的な負担がほぼなく、専門的な支援を受けることができ、新事業を早期に軌道にのせ、持続的な事業とすることが可能になる。</p>	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	396/400字
<p>当団体が本事業を実施する意義は、下記の通りである。</p> <p>①当団体は、430社以上の法人会員企業・賛助企業の支援があり、各分野の経営者の他、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士といった士業専門家が在籍。さらには信州大学繊維学部内に拠点がある地の利を活かして大学教授や金融機関、行政とも常に連携可能な状態を築けており、そのような連携体制を活かして実行団体に経営面の幅広い支援を行うことで、実行団体が行う社会貢献性の高い新事業を、継続的に実施していただける体制を構築できる。</p> <p>上記のような連携体制とこれまで培った知見を提供することによって、支援対象団体が、休眠預金の趣旨に沿った形で円滑にソーシャルビジネスを構築することができるだけでなく、地域活性化や経済的発展を実現する。支援した団体の変化やノウハウは他企業や他地域へ波及させることができ、日本全体や国民にとっても大きなプラスとなる。</p>	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動の担い手育成	(2)支援対象団体数	45
--------------	---------------	------------	----

(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容 213/400字

甲信越地域（長野県除く）：15団体
 長野県地域：20団体
 その他地域：10団体（オンラインによる支援）
 分野としては、貧困層の支援、子どもの成長機会提供、地域活性化の促進、能力開発の促進、女性の経済的自立の促進、社会的差別撤廃促進につながるような事業分野をメインのサポート分野とする
 各団体が持つ、計画立案への課題、財務管理への課題、営業への課題などといった、「ソーシャルビジネスが円滑に進行するための」課題の解決に寄与する

(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ 233/400字

支援する団体の想定としては、下記の通り。資金分配団体より資金提供を受けた実行団体がビジネスを継続し、円滑な組織運営、広報活動、事業活動ができるようにサポートする。
 ・一般社団法人、社会福祉法人など特殊法人
 ・NPO法人
 ・小規模事業者
 組織規模は問わないが、おおそ従業員数200名以下の事業者を想定している。
 理由として、従業員数200名以下の事業者は、組織体制が整備されていないことも多く、当団体がこれまでサポートしてきた団体の規模とも一致しているためである。

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム） 193/200字

活動支援終了から2～5年後に支援対象団体（実行団体）が自走しながらソーシャルビジネスを継続させ、地域や国民に対して十分なサービスを提供できている状態を目指す。
 立ち上げたソーシャルビジネスが持続可能な状態になることは、他ソーシャルビジネス団体にとってのロールモデルとなることにつながる。
 その結果、「優先的に解決すべき社会の諸課題」や「SDGsとの関連に関する課題」の解決に寄与できる。

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的事業目的） 48/100字

活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）100字
実行団体が組織基盤を構築し、戦略的かつ規則に則った形で休眠預金事業を自走運営できる状態になること		当社が支援を行ったソーシャルビジネス実行団体数		0				45事業者（2028年3月）

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）	100字
1. 支援対象団体が当団体の支援を受けることで、社会的に意義のあるビジネスを社会に提供できる		社会に提供されるソーシャルビジネス数		○	0事業					45事業（2028年3月）
2. 支援対象団体が当団体の支援を受けることで、自社の課題解決への道筋を立て、解決することができる		自走できる支援対象団体数		○	0社					45社（2028年3月）
3. 支援対象団体がコンプライアンスや規定が守られる組織を確立し、長く事業を継続しながら組織発展することができる		コンプライアンスや規定が整備された支援対象団体数		○	0社					45社（2028年3月）
4. 支援対象団体が対外機関、行政、金融機関と連携し、ソーシャルビジネスを継続・発展させることができる		対外機関・行政・金融機関と7社以上に新たに連携できた支援対象団体数		○	0社					45社（2028年3月）
5. 適切な社会的インパクト評価を行い、定量的・定性的な評価のもと成果を出すことができる		社会的インパクト評価を実行し、対外に対して成果を可視化できた支援対象団体数		○	0社					45社（2028年3月）

(5)-3 アウトプット								
(活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
1-1 支援対象団体が休眠預金活用事業や制度を理解したうえで事業遂行でき、ソーシャルビジネスが対象地域に対して影響を与える		0社		○				45社
1-1 支援対象団体がソーシャルビジネスを円滑に進め、事業を自走させることができる組織体制ができている		0社		○				45社
2-1 支援対象団体が自社の課題を把握するスキルを付け、様々な課題に対しても解決策を見つけ、施策を実現できる組織となっている		0社		○				45社
3-1 支援対象団体が規定類を整備し、遵守したうえでソーシャルビジネスを実行することができる		0社		○				45社

4-1 支援対象団体が事業継続・発展に必要な関係者と連携し、ソーシャルビジネスの影響範囲を広げることができる	0社 各団体における連携関係者0社	○		45社 各団体における連携関係者7社 (1社につき、最低7社はソーシャルビジネスに関わる関係者や行政と連携させる)
5-1 適切な社会的インパクト評価を実行することができる	0社	○		45社

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
1-1-1 支援対象団体の主体性を高めるため、対象団体を集めて、事業の方向性や休眠預金についての理解を深めていただく。 当団体メンバーが主体となり説明会を実施する（オンライン兼用）		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施	90/200字
1-1-1-2 研修1回目：スムーズな事業実施（プロジェクト実施）を目的とした研修（2時間） ・案件形成、助成事業の企画立案支援（ニーズ調査など） ・分野の専門性の習得支援 ・先進事例視察やネットワーキングの取組 実行団体が持つ企画をブラッシュアップし、必要なノウハウの実装、先進事例共有を行う。 当団体に賛助している中小企業の専門家や土業が講師を務める		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施	179/200字
1-1-1-3 研修2回目：円滑な組織運営を目的とした研修（2時間） ・ビジョンやミッションの明確化、中長期計画の策定 ・チームビルディング ・関係規程類の整備等、ガバナンス・コンプライアンス体制等の構築 ・適切な資金管理体制の構築（NPOの会計・税務、区分経理等） 実行団体の経営戦略策定、組織体制構築、コンプライアンス体制、資金管理体制強化を実現するため、 経営アドバイザー、中小企業診断士、税理士、大学教授が講師を務め、研修を行う		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施	219/200字
1-1-1-4 研修3回目：事業成功のための広報、持続可能な活動を実現する資金調達を目的とした研修（2時間） ・広報・情報発信、政策提言の手法 ・助成金・補助金申請のノウハウ ・事業及び組織の持続可能性を高めるための資金調達 実行団体の広報、補助金・助成金申請サポート、資金調達方法についての研修を実施 経営アドバイザー、中小企業診断士、社会保険労務士、金融機関担当者、民間の広報関係企業が講師を務める。		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施	204/200字

<p>1-1-1-5 研修4回目：正確な社会的インパクト評価を実現するための研修を実施（2時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業設計図（ロジックモデル等）の作成支援 ・分野や事業内容に適した定性的・定量的な評価手法の習得 ・評価を活用した事業立案、実施方法の習得 <p>⇒正しい評価方法について、中小企業診断士や大学教授が講師を務め、研修会を行う。</p>	<p>支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施</p>	<p>156/200字</p>
<p>1-1-2 上記研修終了後に、研修内容の理解度を把握するテストを実行し、理解不足と見受けられる団体に対しては、追加で丁寧なサポートを行う時間を設ける</p>	<p>支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施</p>	<p>74/200字</p>
<p>2-1-1 1-1-1研修終了後に当団体メンバーが各団体を訪問する。そこで各団体がかつ重点的に取り組むべき課題を抽出する 基本的に現地訪問予定だが、場合によりオンラインツールも活用する。 各団体の課題把握（経営アドバイザー、中小企業診断士、税理士）</p>	<p>支援対象団体採択から2ヶ月以内</p>	<p>125/200字</p>
<p>2-1-2 2-1-1で明確になった各社課題に対して専門家を派遣し、各団体に合った課題を提案、改善の道筋を示す</p>	<p>支援対象団体採択から3ヶ月以内</p>	<p>56/200字</p>
<p>2-1-3 2-1-2で示された道筋に沿って各団体が改善に向けて取り組むことができているか、PDCAのモデルに沿って定期的に確認を行う。 必要なサポートや改善は、随時追加実施</p>	<p>支援対象団体採択から3ヶ月後 定期的な確認は2ヶ月に1回実施（2028年3月まで）</p>	<p>88/200字</p>
<p>3-1-1 支援対象団体がすでに整備している規定類を把握する</p>	<p>支援対象団体採択から1ヶ月以内</p>	<p>31/200字</p>
<p>3-1-2 整備されていない規定類を把握し、大学教授や弁護士など専門家指導のもと、規定類を整備する</p>	<p>支援対象団体採択から3ヶ月以内</p>	<p>50/200字</p>
<p>3-1-3 整備した規定類に則って事業が遂行されているか定期的に面談で確認を行う</p>	<p>支援対象団体採択から4ヶ月後 定期的な確認は2ヶ月に1回実施（2028年3月まで）</p>	<p>41/200字</p>
<p>4-1-1 支援対象団体がすでに関わりのある法人や行政、金融機関を、支援対象団体との面談の中で把握する</p>	<p>支援対象団体採択から1ヶ月以内</p>	<p>52/200字</p>
<p>4-1-2 支援対象団体が行うソーシャルビジネスをさらに発展させるために必要と考えられる法人や行政、金融機関を紹介する</p>	<p>随時</p>	<p>60/200字</p>
<p>4-1-3 随時支援対象団体に必要となる団体や行政、金融機関との交流会を設け、休眠預金事業終了後も円滑にソーシャルビジネスが継続できるようなバックアップ体制を構築する</p>	<p>随時</p>	<p>84/200字</p>
<p>5-1-1 社会的インパクト評価の実施サポート（面談、評価の適切性確認）</p>	<p>支援対象団体の評価時期</p>	<p>37/200字</p>
		<p>0/200字</p>

(5)-5 インプット	
人材	<p>内部：合計20人（事業責任者1名、経営アドバイザー5名、中小企業診断士2名、税理士3名、社会保険労務士2名、事務手続専従者5名）</p> <p>外部：合計100人（信州大学教授1名、金融機関担当者1名、弁護士1名、弁理士1名、行政書士1名、中小企業経営者95名）</p>
資機材、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ用ホワイトボード、プロジェクター、オンライン会議システム契約 ・資料印刷用複合機 ・研修用資料作成のための用紙 ・支援対象団体との質問用チャットツール導入

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	435/1000字
<p>当団体は、活動支援プログラムの方針に則り、まずは全体研修を行い、その後に支援対象団体に直接もしくはオンラインにて打ち合わせを実行する。初回訪問時に中小企業診断士や税理士、経営アドバイザーが丁寧なヒアリングを行い、対象団体の問題点洗い出しや課題抽出を行う。初回に指摘改善できる部分はその場で伝え、より詳細な課題解決プログラムは2回目の打ち合わせ時に伝える。その際、初回の専門家で不足がある場合は、業種ごとの専門家（弁護士、弁理士、社労士、中小企業経営者）に依頼し、具体的な改善策を提示する。実際に当団体が支援対象団体に対して行う予定の活動は下記の通り。</p> <p>【実際の活動支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に全体研修（座学）を実施 ・初回訪問時の活動支援内容と意義の説明 ・初回訪問時のヒアリング、問題点洗い出し、課題抽出 ・課題の整理と解決優先順位の設定 ・休眠預金活用事業の整理と計画書の作成 ・短期目標、長期目標の設定、課題設定と解決策の提示 ・3ヶ月に1回MTGの実施と振り返り 	

(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	823/1000字
<p>支援対象団体が抱える課題に対しての支援内容は、可能な限り個々の団体に合った方法を提供する。</p> <p>最初の4回については全体研修のような形をとるが、全体研修後は、直接もしくはオンラインによるヒアリングによって、個々の団体がもつ課題を明確にする。その課題に対して合意形成を図った後に、どの専門家がメインで担当するかを選定、支援内容についても打合せを行い、合意形成を図る。また、支援を行う目的や意味合いを下記の観点で説明することにより目線合わせを行う。</p> <p>【当支援により目指す状態】</p> <p>①支援対象団体が、資金分配団体から受けた資金的支援をもとに、社会的課題を解決できる仕組みが明確に構築されること</p> <p>②当支援により構築された仕組みが自律的かつ持続的なものとなり、休眠預金事業終了後も事業として継続できること</p> <p>③当支援により支援対象団体が収益を上げる体制となり、民間の資金調達なども利用できるような状態になること</p> <p>④当支援により、日本全体の社会課題解決を意識していただき、その実現に向けた能力を向上させること</p> <p>⑤当支援により、SDG s の達成に少しでも貢献できること</p> <p>また、休眠預金の下記原則を支援対象団体にも理解をいただき、休眠預金活用事業を円滑に進めることの意義を考えていただく。そうすることで支援内容合意形成を図りやすくする。</p> <p>【支援対象団体に伝える基本原則】</p> <p>（１）国民への還元が実現されること（２）共助の精神で運営されること（３）持続可能性があること（４）休眠預金活用事業は国民の財産から成り立っており、透明性・説明責任がもとめられること（５）公正性が求められること（６）多様性が求められ、偏った考え方で運営されないこと（７）革新性が求められ、常にプランはブラッシュアップされるべきであること（８）成果最大化が求められ、かかった経費や投資に対しての成果を出す必要があること（９）民間主導であり、自分たちが主体となって考え行動すべきであること</p>	

V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	196/200字
<p>支援対象団体の募集は、WEBページ、SNSを情報発信の基軸としつつ、資金分配団体側、実行団体側へ郵便物を使った直接的アプローチも行う。</p> <p>また、WEBページやSNSは広報活動に強い民間企業に委託することを検討しており、当団体の支援プログラムと強みを的確に発信する。</p> <p>より大きな課題を抱えている中小企業から優先的に選定するが、代表者や担当者の「やる気」についても評価軸とするため、事前面談も行う。</p>	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	116/200字
<p>当団体の活動支援プログラムは、広くWEB上などで公開し、一部の既存関係先のみ情報が行きわたるような事態を避ける。商工会議所や市や県と連携できる体制があり、取引先でない団体に対しても活動支援プログラムを知っていただくように取り組む</p>	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	400/400字
<p>当団体は、一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター（以下、ARECと記載）とBuddieate株式会社（中小企業診断士）、税理士法人小山会計（税理士、社会保険労務士）の3者で構成されている。</p> <p>ARECは、長野県内430社の会員企業・賛助企業が加盟しており、日頃より中小企業支援やセミナー開催を行っているほか、企業同士の連携マッチング経験も豊富。長野県や市町村とのつながりのほか、大学教授や金融機関とも連携できており、</p> <p>どのような視点からでも経営支援やビジネス構築支援が可能。また、Buddieate株式会社からは補助金申請を400件以上対応してきた中小企業診断士が参画、税理士法人小山会計は上田市内最大手の税理士法人であり、税理士、社労士、公認会計士が所属。長野県内の大手企業の税務労務の顧問についており、専門知識が豊富である。事務作業についても事務経験の長いスタッフを起用できるため問題ない</p>	

(2) 支援実績と成果 172/800字

当団体の支援実績を記載する。
過去支援中小企業団体数：2,000社以上
補助金申請数：400件以上（採択250件以上）
長野県内の税務顧問：15社
長野県内の労務顧問：10社
ソーシャルビジネス支援数：2件
2024年中小企業向けセミナー講座開催回数：6件

このように、当団体は長野県各エリアの課題解決を行ってきた豊富な経験を持っている。

(3) 支援ノウハウ 212/400字

支援ノウハウについては、当団体が過去に2,000社以上の中小企業支援を行ってきたノウハウがある。
これまでの支援において、ビジネスモデル図の策定、売上管理、利益管理、PDCAを使った経営改善を行っているほか、地域企業や金融機関、行政とも連携した課題解決経験があり、支援ノウハウの保有について問題ない。経営経験や地域課題解決豊富な理事やアドバイザーが外部機関とも連携して学びながら活動支援に取り組むことで、盤石の態勢を築く。

(4) 実施体制 276/400字

当団体のトップでありARECのセンター長でもある岡田基幸が指揮をとり、全体管理を行う。
実行団体に対する支援：AREC法人会員・賛助企業430社の経営幹部層メンバーと士業（弁護士、弁理士、公認会計士、税理士）、Buddieate株式会社代表取締役（中小企業診断士）高司浩史、税理士法人小山会計より税理士3名、社会保険労務士1名
当団体の事務作業や実務；Buddieate株式会社スタッフ3名、ARECの事務スタッフ5名、税理士法人小山会計事務スタッフ1名
また、外部の協力団体として、国立大学法人信州大学繊維学部にも知識面や学術的な観点から指導を仰ぐ。

(5) コンソーシアム利用有無 あり

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等（5名）

氏名	役割・役職	実績・資格等	
ARECセンター長 岡田 基幸	当団体のトップとして、全体管理を行う 各企業や各団体、行政と強固なつながりを持っており、協業体制を即座に築くことができる	一般社団法人浅間リサーチエクステンションの立ち上げに関わり、これまで数多くの中小企業を巻き込んだ取組を行ってきた。地域活性化を実現、信州大学内のベンチャー企業創出にも関わる	86/200字
税理士・公認会計士 小山 秀喜	当団体の中核として、主に税務と労務に関する支援の取りまとめを行う。	税理士法人小山会計の代表として、自事務所の税理士や社会保険労務士含む約40名を取りまとめ、長野県内の企業を中心として、これまで1,000社以上の税務・労務支援を行ってきた他、事業承継やアジアでの販路開拓も支援。	105/200字

中小企業診断士 高司 浩史	当団体の中核として、主に中小企業経営や財務、売上構築についての支援取りまとめを行う	中小企業診断士。補助金提案、経営戦略構築や組織開発のノウハウを提供。長野県内において300件以上の中小企業経営サポート経験を持ち、中小企業の経営課題については十分に認知し、解決方法についてもノウハウを持っている	106/200字
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	75/200字
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	94/200字

(7)ガバナンス・コンプライアンス体制	437/400字
<p>当団体は以下のガバナンス・コンプライアンス体制に関する規定整備を進めている。</p> <p>これまで、長野県内において長年にわたり事業を続けており、法を守る、規律を守るということに関しては高い意識が醸成されている。</p> <p>また、必要におうじて信州大学教授よりアドバイスをいただき、休眠預金活用事業の主旨に沿った運営を行う。</p> <p>①規定整備</p> <p>(ア) コンプライアンス体制整備のための規程（外部有識者が当団体に参加している）</p> <p>(イ) 組織の運営を公正に行うための必要な規程（運営規則、倫理規則、役員報酬規程、情報公開規定）</p> <p>(ウ) 不正行為や利益相反防止のための規程（JANPIAの規定に沿う）</p> <p>② 内部通報制度</p> <p>「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号）」を踏まえ、内部通報制度を整備、運用する</p> <p>③ 事務局体制</p> <p>公正かつ適確に業務を遂行するために必要なトップマネジメント体制を備える</p>	

【事前評価】

（1）評価の目的

事前評価は、当団体が活動支援を行うにあたって、下記の妥当性に重点を置いて評価した

- ・想定している課題
- ・支援対象団体の想定
- ・事業設計
- ・事業計画
- ・実施状況

（2）評価スケジュール

事前評価は、令和6年9月5日～12月10日にかけて4回に分けて行った

（3）評価実施体制

事前評価は、当コンソーシアムの一般社団法人浅間リサーチエクステンションセンター長である岡田基幸をはじめとし、理事5名、中小企業診断士、税理士のほか、外部からの意見を収集すべく、信州大学の教授にも参加いただいたうえで行った

（4）評価表の作成

次頁以降に示す通り、評価表を作成した。

評価項目	評価小項目	判断方法	評価基準		測定方法		事前評価結果 (事実の特定+価値判断)	
			判断基準値	必要なデータ	情報源	データ収集方法		
課題の分析	① 特定された課題の妥当性	どのような社会課題を解決しようとするのか	社会課題が明確に示されているか	社会課題が想定される対象者、内容と共に具体的に示されているか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）	小規模事業者や中小企業では、人的資源や財務的資源不足により、社会貢献性のある事業がスムーズかつ継続的に運営できていない。当課題の解決は社会全体にとって大きな価値がある
		解決しようとする社会課題の解決必要性・切迫性	社会課題の解決必要性・切迫性が示されているか	社会課題の解決必要性・切迫性が理由と共に示されているか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）	小規模事業者や中小企業では、資金が投下されてうまく経営に活かせていない事業者が多数ある。補助金や公金投入がされる社会性の高い事業を継続させることは、地域や社会全体にとって大きな価値がある
		事業の対象グループの選定に関する適切性	事業の対象グループ選定は適切か	事業対象グループは十分な数があり、社会課題とも関連性があるか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）	持続的経営や戦略面で課題を抱えているのは、小規模事業者や中小企業（従業員300名以下）に多い。当対象団体の経営者層育成を行うことは、地域や社会への経済的波及効果も大きいと考える
	② 特定された事業対象の妥当性	対象グループ以外への波及性	対象グループ以外への波及性はあるか	対象グループが行う事業が地域や社会に好影響を与え、社会を変革するものか	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、土業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション	社会性の高い事業が継続されることは、地域協業や金融機関との連携も強化し、地域での経済活性化、地域課題解決に大きな好影響を与える。波及性が高いうえ、地域への貢献価値も大きい
事業設計の分析	③ 事業設計の妥当性	最終的に解決したい目標や中間的なアウトカムを達成するための事業設計はできているか	目標や中間アウトカム達成の道筋が示された計画になっているか	最終目標や中間アウトカム達成に至る計画に論理性と具体性があるか	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、土業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション	最終目標や中間アウトカムは現実的かつ、活動との連動性がある。また、目標達成時の実行団体への影響や社会への好影響が大きい
		目標の達成・課題解決の道筋は論理的であるか	目標達成・課題解決の道筋が論理的に活動計画に示されているか	目標達成値が現実的かつ課題解決の道筋とつながりが示されているか	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、土業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション	目標の達成・課題解決の道筋は数値も含めて具体的に示されており、論理的で実現可能である。また、目標達成時の実行団体への影響や社会への好影響が大きい
		事業の目標は明確に記述されているか	事業の目標が定量的・定性的に示されているか	事業目標の定量的数値が妥当か、定性的内容の裏付けがあるか	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、土業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション	事業の目標は定量的かつ定性的に示されており、目標達成が現実的かつ達成時の影響が大きい
	④ 事業計画の妥当性	達成したい目標に対して妥当な活動内容か	達成したい目標に対して、活動内容がリンクしているか	活動内容が現実的で、時期や体制まで示されているか	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、土業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション	達成目標に対して論理的かつ具体的に計画が示されており、人的資源やスケジュール含めて妥当な活動内容となっている。
事業実施の分析 (プロセスの分析)	⑤ 実施状況の適切性	実施をとおした活動の改善、知見の共有						
アウトカムの分析	⑥ 組織基盤強化・環境整備							
	⑦ アウトカムの達成度							
	⑧ 波及効果							
	⑨ 事業の効率性							

事前評価では、「事業実施の分析」と「アウトカム分析」は実施しない

評価項目	評価小項目	評価基準		測定方法		中間評価結果 (事実の特定+価値判断)	
		判断方法	判断基準値	必要なデータ	情報源		
		事前評価以降、事業を取り巻く環境（政策、経済、社会など）の変化はないか ※変化があった場合や課題や事業対象の妥当性の見直しが必要な場合は、①～④の評価を再実施する					
課題の分析	① 特定された課題の妥当性	どのような社会課題を解決しようとするのか	社会課題が明確に示されているか	社会課題が想定される対象者、内容と共に具体的に示されているか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）
		解決しようとする社会課題の解決必要性・切迫性	社会課題の解決必要性・切迫性が示されているか	社会課題の解決必要性・切迫性が理由と共に示されているか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）
事業設計の分析	② 特定された事業対象の妥当性	事業の対象グループの選定に関する適切性	事業対象グループ選定は適切か	事業対象グループは十分な数があり、社会課題とも関連性があるか	中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）
	③ 事業設計の妥当性	対象グループ以外への波及性 最終的に解決したい目標や中間的なアウトカムを達成するための事業設計はできているか	対象グループ以外への波及性はあるか 目標や中間アウトカム達成の道筋が示された計画になっているか	対象グループが行う事業が地域や社会に好影響を与え、社会を変革するものか 最終目標や中間アウトカム達成に至る計画に論理性と具体性があるか	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ 団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、士業を含めたグループディスカッションでの知識出し 5名以上の理事や外部連携者、士業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション グループディスカッション
事業実施の分析 (プロセスの分析)	④ 事業計画の妥当性	目標の達成・課題解決の道筋は論理的であるか 事業の目標は明確に記述されているか	目標達成・課題解決の道筋が論理的に活動計画に示されているか 事業の目標が定量的・定性的に示されているか	目標達成値が現実的かつ課題解決の道筋とつながりが示されているか 事業目標の定量的数値が妥当か、定性的内容の裏付けがあるか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）
	⑤ 実施状況の適切性	達成したい目標に対して妥当な活動内容か インプットや活動は計画通りに実施されているか アウトプットは計画どおり産出されたか	達成したい目標に対して、活動内容がリンクしているか 事業計画書と実績の差をチェックする 事業計画書とアウトプットの差をチェックする	活動内容が現実的で、時期や体制まで示されているか 事業計画書と実績の差をチェックする	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ 団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、士業を含めたグループディスカッションでの知識出し 5名以上の理事や外部連携者、士業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション グループディスカッション
アウトカムの分析	⑥ 実施をととした活動の改善、知見の共有	事業の進捗において必要な実施事業の見直しが行われているか 事前評価時に指摘された問題・課題・リスクは、どのように変化しているか。	実施事業が社会課題に沿った内容になっているか、事業進捗と並行して確認する 事前評価時に指摘された問題・課題・リスクと実際の事業進捗を照らし合わせて確認する	事業実施における人材に対しての指導や研修内容を振り返りながら確認する 人員体制の充足や意思決定過程の整理を行いながら確認する			
	⑦ 組織基盤強化・環境整備	人材（事業を効果的に実施する、あるいは適宜評価できる）は育っているか 事業の運営管理体制（進捗管理の仕組み、事業への人員体制、意思決定過程の整理など）に問題はないか 組織の体制・事業体制は事業目標に対して適切かつ十分か。	事業の運営管理体制（進捗管理の仕組み、事業への人員体制、意思決定過程の整理など）に問題はないか 組織の体制・事業体制は事業目標に対して適切かつ十分か。	事業実施における人材に対しての指導や研修内容を振り返りながら確認する 人員体制の充足や意思決定過程の整理を行いながら確認する 事業目標をクリアするに至るまでの体制構築がなされているか確認する			
	⑧ アウトカムの達成度	事業の実施に必要な環境づくりに関する活動によりアウトプットは計画どおり産出されているか 事業を通して最終的に達成したい目標や短期・中間的なアウトカムは達成される見通しがあるか もたらされた変化は事業の実施に起因するものか	アウトプットの実績と計画の差異を確認する 目標と実績の差異を確認し、改善方法を検討する 事業実施の結果と変化について因果関係を確認する				
	⑨ 波及効果 ⑩ 事業の効率性	中間評価では、「波及効果」と「事業の効率性」の評価は実施しない					

	評価項目	評価小項目	判断方法	評価基準		測定方法		データ収集方法
				判断基準値	必要なデータ	情報源		
課題の分析	① 特定された課題の妥当性	対象地域・社会のニーズに合致していたか	社会課題が明確に示されているか	社会課題が想定される対象者、内容と共に具体的に示されているか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）	
		解決しようとする社会課題の解決必要性・切迫性	社会課題の解決必要性・切迫性が示されているか	社会課題の解決必要性・切迫性が理由と共に示されているか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）	
	② 特定された事業対象の妥当性	事業の対象グループの選定に関する適切性	事業対象グループ選定は適切か	事業対象グループは十分な数があり、社会課題とも関連性があるか	中小企業経営者向けインタビュー 中小企業経営者向けアンケート WEBも活用した社会課題に関する文献・データ調査	経営者に向けた直接調査 WEBや行政が公開しているデータ	アンケート調査 インタビュー調査 文献調査（行政データ）	
事業設計の分析	③ 事業設計の妥当性	対象グループ以外への波及性	対象グループ以外への波及性はあるか	対象グループが行う事業が地域や社会に好影響を与え、社会を変革するものか	団体内で複数回ディスカッションを行った結果に基づくデータ	5名以上の理事や外部連携者、士業を含めたグループディスカッションでの知識出し	グループディスカッション	
	④ 事業計画の妥当性	事後評価では、「事業設計の分析」と「事業計画の妥当性」は実施しない						
事業実施の分析 (プロセスの分析)	⑤ 実施状況の適切性	インプットや活動は計画通りに実施されたか	事業計画書と実績の差をチェックする					
		アウトプットは計画どおり産出されたか	事業計画書とアウトプットの差をチェックする					
	⑥ 実施をとおした活動の改善、知見の共有	アウトプットは事業目標を達成するために十分であったか	事業目標に対してのアウトプット達成度をチェックする	活動を実施した中で、問題となった点を洗い出す				
⑦ 組織基盤強化・環境整備	実施をとおした活動の改善、知見の共有	実行団体が活動を実施する上で支障となる問題は起きていないか	アウトプット発生に対する要因をチェックする					
		アウトプット発生に影響を与えた障害・貢献要因は何か	実施事業が社会課題に沿った内容になっているか、事業進捗と並行して確認できていたか	事業振興と並行して創出されたアイデアを洗い出す				
	事業を進捗において必要な実施事業の見直しが行われているか	事業を通して新たなアイデアが生まれたか。	人材（事業を効果的に実施する、あるいは適宜評価できる）は育っているか	事業実施における人材に対しての指導や研修内容を振り返りながら確認する				
アウトカムの分析	⑧ アウトカムの達成度	事業の運営管理体制（進捗管理の仕組み、事業への人員体制、意思決定過程の整理など）に問題はなかったか	人員体制の充足や意思決定過程の整理を行いながら確認する					
		組織体制・事業体制は事業目標を実現する上において適切かつ十分な体制になっているか。	事業目標をクリアするに至るまでの体制構築がなされていたか確認する					
	⑨ 波及効果	事業の実施に必要な環境づくりに関する活動によりアウトプットは計画どおり産出されているか	アウトプットの実績と計画の差異を確認する					
⑩ 事業の効率性	⑧ アウトカムの達成度	実行団体の事業をとおして資金分配団体が最終的に達成したいアウトカムは達成されたか。	目標と実績の差異を確認し、結果をとりまとめる					
		もたらされた変化は事業の実施に起因するものか	事業実施の結果と変化について因果関係を確認する					
⑨ 波及効果	⑩ 事業の効率性	実行団体の事業実施により、当初想定していた目標やアウトカムは確認されたか。	当初想定目標やアウトカムと実績値の差を確認する					
		活動支援団体が対象とする地域や分野等を越えて、同様の手法による取り組みが始まるといった変化が確認されたか。	支援した事業者へのプログラムがモデルとなって、他地域や他分野に波及しているか確認する					
⑩ 事業の効率性	⑩ 事業の効率性	類似事業と比較してアウトプットはインプットに見合ったものか	インプットから創出されたアウトプットを類似事業と比較する					
		事業実施のためのインプットに対して成果の規模や質は妥当であったか。	事業実施のためのインプットに対しての成果や質を可視化して確認する					

事業期間	2025/04/01 ~ 2028/03/31	
活動支援団体	事業名	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する
	団体名	AREC中小企業経営力強化コンソーシアム

		助成金
事業費		58,216,800
	直接事業費	49,920,000
	管理的経費	8,296,800
評価関連経費		750,000
合計		58,966,800

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	22,145,500	18,035,500	18,035,800	58,216,800
直接事業費	0	19,190,000	15,365,000	15,365,000	49,920,000
管理的経費	0	2,955,500	2,670,500	2,670,800	8,296,800

[円]

2. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (B)	0	150,000	300,000	300,000	750,000

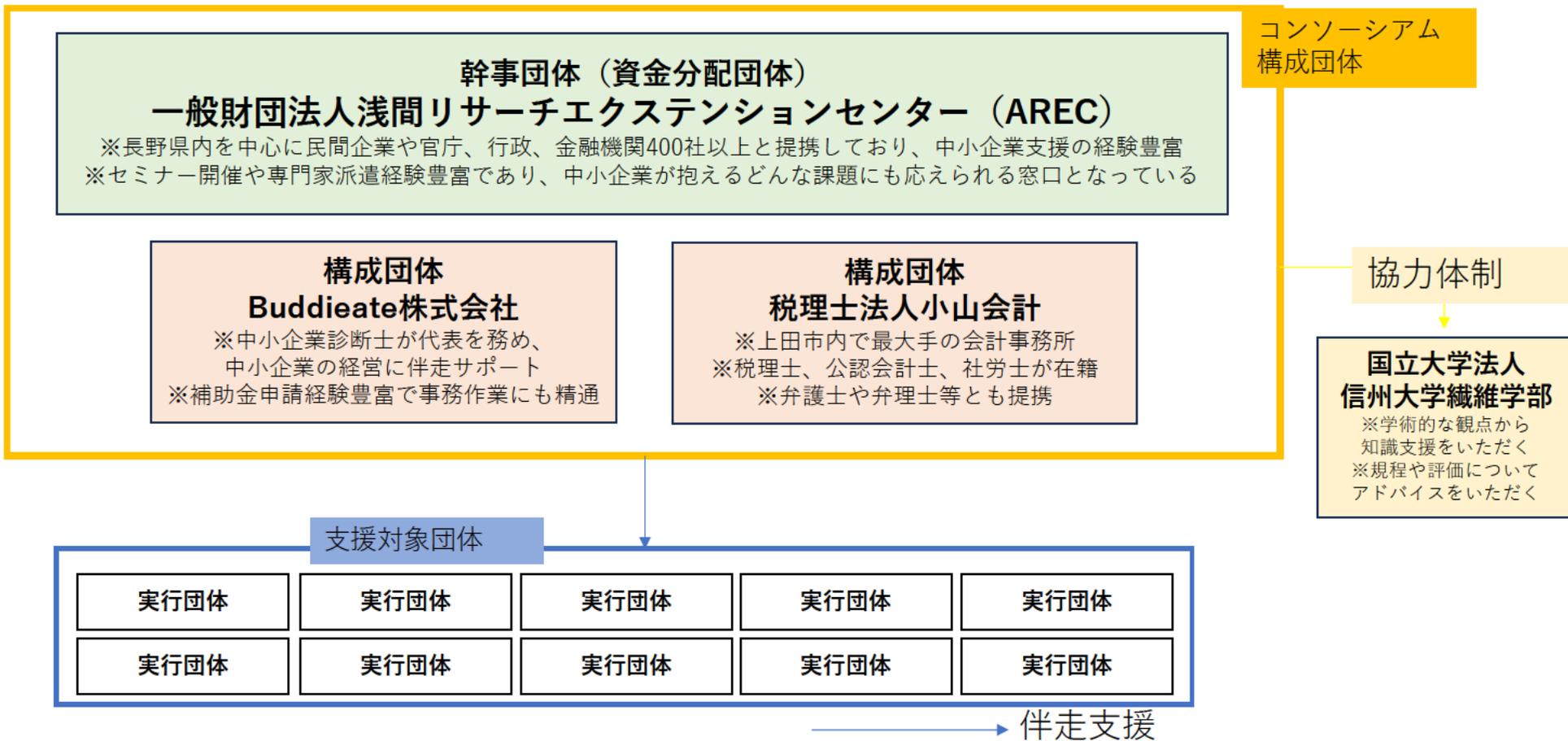
3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B)	0	22,295,500	18,335,500	18,335,800	58,966,800

【コンソーシアムを設立する目的】

民間企業や官庁、行政とスムーズな連携ができ、中小企業支援実績が豊富な一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンターが幹事団体となり、外部専門家とも連携しながら実行団体に対する支援を行う。

構成団体であるBuddieate株式会社は中小企業の伴走サポートを得意としている他、補助金申請経験が豊富で事務作業にも精通、税理士法人小山会計は各士業が在籍している上田市内最大手の税理士法人であるため、シナジー効果を発揮できると考え、コンソーシアムを構成した。



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	浅間リサーチエクステンションセンター		
郵便番号	386-8567		
都道府県	長野県		
市区町村	上田市		
番地等	常田三丁目15番1号		
電話番号	0268-21-4377		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://arecplaza.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	1963/07/15		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ハマダ クニヒロ
	氏名	濱田 州博
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	オカダ モトキ
	氏名	岡田 基幸
	役職	専務理事

(3)役員

役員数 [人]	16
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	7
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	15
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	429
団体正会員 [団体数]	319
団体その他会員 [団体数]	110
個人会員・ボランティア数	38
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	38
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	19
申請前年度の助成総額 [円]	10,150,000
助成した事業の実績内容	上田市プラットフォーム事業 令和4年度未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業補助金

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名	Buddieate株式会社		
郵便番号	386-0003		
都道府県	長野県		
市区町村	上田市		
番地等	上野1100-37		
電話番号	0268-75-0823		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://buddieate.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2022/04/04		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカジヒロシ
	氏名	高司浩史
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	1
理事・取締役数 [人]	1
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	その他	資金分配団体/活動支援団体
団体名	税理士法人小山会計		
郵便番号	386-0005		
都道府県	長野県		
市区町村	上田市		
番地等	古里692-2		
電話番号	0268-22-7615		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.koa-g.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2003/01/06		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	コヤマヒデキ
	氏名	小山秀喜
	役職	代表社員
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	2
理事・取締役数 [人]	2
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	28
常勤職員・従業員数 [人]	28
有給 [人]	28
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できない体制
-------------------	------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

役員名簿

【各欄の入力方法と注意点】

- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。
- ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなりま

【役員情報の第三者提供について】

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、[JANPIAを経由して警察庁へ提供](#)します。詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
- ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、[上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認](#)してください。
- ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セ

任意入力セ

役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	
1	OK	タカシ ヒロシ	高司 浩史						Buddieate株式会社	代表取締役				JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無（公募申請時においては過去6か月から申請時点までの期間について）
2	check!													なし

兼職はありません

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する
団体名:	一般財団法人 浅間リサーチエクステンションセンター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※乗項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する
団体名:	Buddieate株式会社
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む、以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※※※
● 株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	招集
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	招集権者
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	招集
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	招集通知
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	株主総会の決議
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	株主総会の決議
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	議事録
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要		
(6)決議(過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監査役・監査に関する規程				
監査役及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員報酬に関する規程				
(1)役員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する
団体名:	税理士法人小山会計
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む、以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※※※
● 株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議(過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要		
(6)決議(過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監査役・監査に関する規程				
監査役・監査の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員報酬に関する規程				
(1)役員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

一般財団法人 浅間リサーチエクステンションセンター 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県上田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産業界、学術機関及び行政機関等の連携のもと、技術・研究開発の支援及び研究成果の利用、普及の促進並びに産業人材の確保及び育成によって、新産業の創出や技術の高度化、製品の高付加価値化等を図り、もって地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術開発、研究開発の支援に関する事業
- (2) 新事業創出、普及に関する事業
- (3) 産学官連携支援施設の運営事業
- (4) 産業人材の育成及び職業紹介に関する事業
- (5) 損害保険に関する代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員の報酬は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任

- (2) 理事及び監事に対する報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 残余財産の帰属の決定（処分）
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 17 条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第 19 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 20 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 人がこれに記名押印しなければならない。

第 6 章 役 員 等

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 9 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち 1 名を専務理事とする。また、副理事長 1 名を置くことができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の

終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

(報酬等)

第29条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により理事会の議長を選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事長が別に定める。

第12章 会員

(会員)

第46条 この法人の趣旨に賛同し、後援する法人、団体及び個人を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第13章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、白井汪芳、専務理事は、岡田基幸とする。

令和4年1月19日 第4条(5)追加



定款

Buddieate 株式会社



Buddieate株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、Buddieate株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 企業戦略の立案及び企業革新、企業情報システムの構築並びにM&Aに関する支援事業
- (2) 経営コンサルティング業務
- (3) 中小企業診断士向けの事業構築に関するコンサルティング業務
- (4) 補助金申請書作成業務
- (5) 経営診断業務
- (6) 情報通信及びインターネット関連事業への投資並びに企業の合併、提携、営業権・有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介及び斡旋に関する業務
- (7) 人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務
- (8) マーケティング・リサーチ並びに経営情報の調査、収集及び提供
- (9) 広告代理業及び各種の宣伝に関する業務
- (10) 企業のロゴ等のデザイン作成業務
- (11) 企業向けアプリケーションの構築業務
- (12) EC（電子商取引）サイト、その他各種ウェブサイトの企画、制作、販売、配信、運営及び管理
- (13) 研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務
- (14) タレント、モデル、アーティスト、スポーツ選手のマネージメント及び肖像権管理
- (15) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を長野県上田市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当



該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当会社の発行する株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の



過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社に置く取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 社長は、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則



(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第28条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 500,000 円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金 500,000 円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時役員)

第30条 当会社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 高司 浩史

設立時代表取締役 高司 浩史

(発起人の氏名ほか)

第31条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住所 長野県上田市上野 1100 番地 37

高司 浩史 50 株 金 500,000 円

(法令の準拠)

第32条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、Buddieate 株式会社設立のため、発起人の定款作成代理人である 行政書士法人 アトラス総合事務所 代表社員 井上 修 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年3月10日

発起人 高司 浩史

上記発起人の定款作成代理人

行政書士法人 アトラス総合事務所 代表社員 井上 修



定款の字に相違ありません



同一の情報の提供

提供の日付：2022年3月16日

公証人：10020004 永井栄次



所属法務局：長野地方法務局

公証役場：上田公証役場

長野県上田市中央西1-15-32

請求対象の登簿管理番号：22-1002000402000575

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2022年3月16日

請求対象の処理公証人：10020004 永井栄次

所属法務局：長野地方法務局

公証役場：上田公証役場

長野県上田市中央西1-15-32

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と
同一であることを証する。

令和4年3月16日

定款認証嘱託人

行政書士法人アトラス総合事務所

代表社員 井上 修 殿

長野地方法務局所属

公証人 永 井 栄

(上田公証役場)

電話 0268-22-5477



申告受理及び認証証明書

本公証人は、Buddieate株式会社の定款（電磁的記録）を認証するに当たり、嘱託人から、実質的支配者となるべき者として別紙「申告書」（写し。申告書とともに提出された資料の写しを含む。）記載のとおり申告を受け、審査の結果、公証人法第62条の6第4項において準用する同法第26条の嘱託拒否事由が認められないと判断して、別紙「電磁的記録の認証」記載のとおり認証をしたことを証明する。

実質的支配者となるべき者の申告書(株式会社用)

(公証役場名)

上田公証役場

認証担当公証人

殿

(商号) Buddie ate 株式会社

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和 4年 3月 10日

■ 嘱託人住所

東京都渋谷区南平台町2番17号
日交渋谷南平台ビル6階

■ 嘱託人氏名(署名押印又は記名押印〔記名+電子署名も可〕)

行政書士法人アトラス総合事務所
代表社員 井上修

実質的支配者となるべき者の該当事由(1から4までのいずれかの左側の□内に✓印を付してください。)(※1)

- ① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)11条2項1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則11条2項1号参照
- ③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者: 犯収法施行規則11条2項2号参照
- ④ ①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者: 犯収法施行規則11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)

暴力団員等該当性(※4)

住居	国籍等	日本	その他 (※5)	性別	男	女	(暴力団員等に)
		<input checked="" type="checkbox"/>	()		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当
氏名	フリガナ	タカジ	ヒロシ	議決権割合	100%	(※7)	非該当
	高司 浩史	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款	定款以外の資料・なし (※8)		
住居	国籍等	日本	その他 (※5)	性別	男	女	(暴力団員等に)
		()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当
氏名	フリガナ			議決権割合	%	(※7)	非該当
		実質的支配者 該当性の根拠資料		定款	定款以外の資料・なし (※8)		
住居	国籍等	日本	その他 (※5)	性別	男	女	(暴力団員等に)
		()			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当
氏名	フリガナ			議決権割合	%	(※7)	非該当
		実質的支配者 該当性の根拠資料		定款	定款以外の資料・なし (※8)		

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯収法施行規則11条3項)。

(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②から④までの場合は、該当者全員を記載する。

※3 犯収法施行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※4 実質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)又は国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者)のいずれにも該当しない場合は、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。なお、該当する選択肢を○で囲むことに代えて、実質的支配者となるべき者が作成したその旨の表明保証書を提出することも可能である。

※5 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

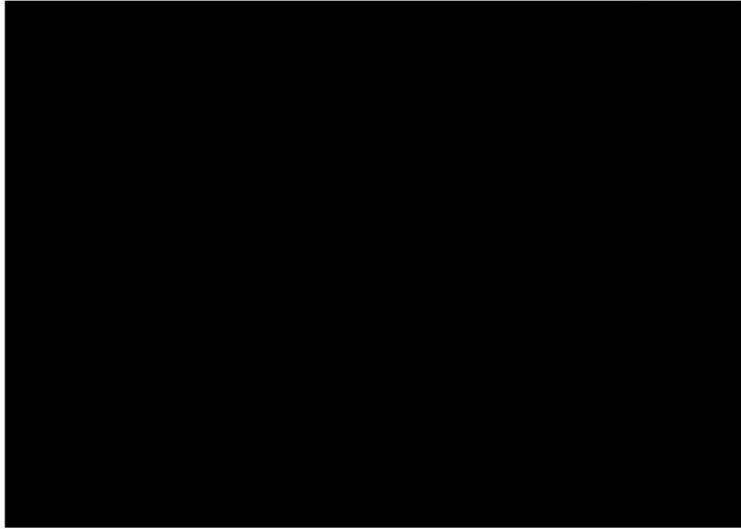
※6 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

※7 「議決権割合」欄は、①及び②の場合のみ記載する。

※8 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかにする資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。

1978



会社保存
原本

定 款

税理士法人 小山会計

(持分譲渡の制限)

第6条 当法人の社員は、その持分の全部又は一部を他人に譲渡するには、他の総社員の承諾を得なければならない。

(競業禁止及び介入権)

第7条 当法人の社員は、自己若しくは第三者のために法人の業務の部類に属する取引をなし又は同種の業務を目的とする他の法人の社員となることはできない。

2 社員が前項の規定に違反して自己のための取引をしたときは、他の社員は、その過半数の決議により、これをもって法人のためにしたものとみなすことができる。

(社員法人間の取引)

第8条 当法人の社員は、他の社員の過半数の決議のあったときに限り、自己又は第三者のために法人と取引をすることができる。

(新加入社員の責任)

第9条 当法人の設立後加入した社員は、その加入前に生じた法人の責務についても責任を負うものとする。

第3章 法人の代表

(代表社員)

第10条 当法人を代表すべき社員は1名とし、社員の中から総社員の同意をもってこれを定める。

(業務の執行)

第11条 当法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し義務を負う。

(業務及び財産の状況の報告義務)

第12条 代表社員は、他の社員の請求があるときは、何時でも、法人の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

(定款の変更、その他目的の範囲外の行為)

第13条 定款の変更その他法人の目的の範囲外の行為をするには、総社員の同意を要する。

第4章 社員の入社及び退社

(加入)

第14条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意を得なければならない。

(やむを得ない事由のある場合の脱退)

第15条 やむを得ない事由があるときは、各社員は、何時でも、脱退することができる。

(脱退事由)

第16条 前条及び持分を差し押さえられた場合のほか、社員は次の事由によって脱退する。

1. 税理士の登録の抹消
2. 総社員の同意
3. 死亡
4. 破産
5. 後見開始の審判を受けたこと
6. 除名

(除名、業務執行権又は代表権の喪失)

第 17 条 社員について次の事由があるときは、会社は、他の社員の過半数の決議をもって、その社員の除名又は代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

1. 出資の業務を履行しないとき
 2. 第 7 条の規定に違反したとき
 3. 業務を執行するのに当たり不正の行為をし又は権利なくして業務の執行に関与したとき
 4. 法人を代表するに当たり不正の行為をし又は権利なくして法人を代表したとき
 5. その他重要な義務を尽くさなかったとき
- 2 社員が法人を代表するについて著しく不適任であるときは、当法人は、前項の規定に従い、その社員の代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

(除名社員と法人間の計算)

第 18 条 除名されて脱退した社員と当法人との間の計算は、除名の訴えを提起した時における当法人の財産の状況に従ってこれをなし、かつ、その時から法定利息を附するものとする。

(除名以外の事由による退社員に対する持分の払戻)

第 19 条 前条以外の脱退社員に対しては、脱退当時における当法人の財産の状況によってその持分を払い戻すものとする。

(金銭による払戻)

第 20 条 脱退社員の持分払戻は、その出資の目的の如何にかかわらず金銭をもってするものとする。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第 21 条 当法人の営業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、翌年 12 月 31 日に終るものとする。

(計算書類の承認)

第 22 条 代表社員は、毎営業年度の終において、次に掲げる書類を各社員に提出して、その承認を求めなければならない。

1. 財産目録
2. 貸借対照表
3. 営業報告書
4. 損益計算書
5. 利益の配当に関する議案

(積立金)

第 23 条 当法人は、その出資額の 4 分の 1 に達するまで配当期において、その利益の 10 分の 1 を積み立てるものとする。

(利益の配当)

第 24 条 当法人は、損失を捕填し、かつ、前条の積立てをした後でなければ利益の配当をすることはできない。

(損益分配の割合)

第 25 条 各社員の損益分配の割合は、その出資額による。

第6章 解 散

(解散の事由)

第26条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 定款に定める理由の発生
2. 総社員の同意
3. 他の税理士法人との合併
4. 破産
5. 解散を命じる裁判があったとき
6. 税理士法第48条の20第1項の規定による解散の命令があったとき
7. 税理士法第48条の18第2項の規定に該当することとなったとき

(合 併)

第27条 当法人は他の税理士法人と合併する場合には、総社員の同意を得なければならない。

第7章 清 算

(精算の方法)

第28条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、この条及び法律の規定により総社員又はその選任した者において精算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

(残余財産の分配の割合)

第29条 残余財産は、各社員の出資額に応じて分配する。

上記のとおり 税理士法人 小山会計 設立のためこの定款を作成し、各社員記名押印する。

平成14年12月 日

小山 秀典

小山 秀喜

小山 宏幸

平成14年登簿第201号

この定款の社員小山秀典ほか1名の代理人
兼社員小山秀喜は、本職の面前で、全社員が
各自の記名捺印を自認する旨を陳述した。

よってこれを認証する。

平成14年12月17日本職役場において
長野県上田市中央西1丁目15番32号

長野地方法務局所属

公証人

大場光生

履歴事項全部証明書

長野県上田市常田三丁目15番1号
一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター

会社法人等番号	1000-05-004315		
名称	一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター		
主たる事務所	長野県上田市常田三丁目15番1号		
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。		
法人成立の年月日	昭和38年7月15日		
目的等	<p><u>目的</u> この法人は、産業界、学術機関及び行政機関等の連携のもと、技術・研究開発の支援及び研究成果の利用、普及の促進並びに産業人材の確保及び育成によって、新産業の創出や技術の高度化、製品の高付加価値化等を図り、もって地域産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p><u>事業</u> (1) 技術開発、研究開発の支援に関する事業 (2) 新事業創出、普及に関する事業 (3) 産学官連携支援施設の運営事業 (4) 産業人材の育成及び職業紹介に関する事業 (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		
	<p><u>目的</u> この法人は、産業界、学術機関及び行政機関等の連携のもと、技術・研究開発の支援及び研究成果の利用、普及の促進並びに産業人材の確保及び育成によって、新産業の創出や技術の高度化、製品の高付加価値化等を図り、もって地域産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p><u>事業</u> (1) 技術開発、研究開発の支援に関する事業 (2) 新事業創出、普及に関する事業 (3) 産学官連携支援施設の運営事業 (4) 産業人材の育成及び職業紹介に関する事業 (5) 損害保険に関する代理業及び生命保険の募集に関する業務 (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;">令和 4年 1月19日変更 令和 4年 1月21日登記</p>		
役員に関する事項	評議員	上 條 正 義	
			平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月19日登記
	評議員	上 條 正 義	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記

	評議員	<u>河村隆</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月19日登記
	評議員	河村隆	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
	評議員	<u>城下徹</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月19日登記
			令和 3年 5月21日退任
			令和 3年 6月28日登記
	評議員	<u>大森忠久</u>	平成29年 5月30日重任
			平成29年 6月19日登記
			令和 3年 5月21日退任
			令和 3年 6月28日登記
	評議員	<u>中里洋司</u>	平成29年 5月30日就任
			平成29年 6月19日登記
	評議員	中里洋司	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
	評議員	<u>早川和弘</u>	平成29年 5月30日就任
			平成29年 6月19日登記
	評議員	早川和弘	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
	評議員	<u>村上泰</u>	平成29年 5月30日就任
			平成29年 6月19日登記
	評議員	村上泰	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
	評議員	石原信	令和 3年 5月21日就任
			令和 3年 6月28日登記

	評議員	宮島武宏	令和3年5月21日就任
			令和3年6月28日登記
			令和1年5月30日重任
	代表理事	白井汪芳	令和1年7月9日登記
			令和3年5月21日重任
	代表理事	白井汪芳	令和3年6月28日登記
			令和5年5月25日退任
			令和5年6月19日登記
			令和5年5月25日就任
	代表理事	濱田州博	令和5年6月19日登記
	理事	白井汪芳	令和1年5月30日重任
			令和1年7月9日登記
理事	白井汪芳	令和3年5月21日重任	
		令和3年6月28日登記	
		令和5年5月25日退任	
		令和5年6月19日登記	
理事	岡田基幸	令和1年5月30日重任	
		令和1年7月9日登記	
理事	岡田基幸	令和3年5月21日重任	
		令和3年6月28日登記	
理事	岡田基幸	令和5年5月25日重任	
		令和5年6月19日登記	

	<u>理事</u>	<u>濱田州博</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>理事</u>	<u>濱田州博</u>	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>濱田州博</u>	令和 5年 5月25日重任
			令和 5年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>柳澤憲一郎</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>理事</u>	<u>柳澤憲一郎</u>	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
			令和 5年 5月25日退任
			令和 5年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>櫻山徹</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>理事</u>	<u>櫻山徹</u>	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
			令和 5年 5月25日退任
			令和 5年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>岡本正行</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>理事</u>	<u>岡本正行</u>	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
	<u>理事</u>	<u>岡本正行</u>	令和 5年 5月25日重任
			令和 5年 6月19日登記
			令和 6年 5月28日辞任
			令和 6年 6月18日登記

	<u>理事</u>	<u>土居信数</u>	令和 1年 5月30日就任
			令和 1年 7月 9日登記
	<u>理事</u>	<u>土居信数</u>	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
			令和 4年 3月31日辞任
			令和 4年 7月14日登記
	<u>理事</u>	<u>江崎尚和</u>	令和 4年 5月26日就任
			令和 4年 7月14日登記
	<u>理事</u>	<u>江崎尚和</u>	令和 5年 5月25日重任
			令和 5年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>堀内健一</u>	令和 5年 5月25日就任
			令和 5年 6月19日登記
<u>理事</u>	<u>中川正人</u>	令和 5年 5月25日就任	
		令和 5年 6月19日登記	
<u>理事</u>	<u>半田志郎</u>	令和 6年 5月28日就任	
		令和 6年 6月18日登記	
<u>理事</u>	<u>佐藤明生</u>	令和 6年 5月28日就任	
		令和 6年 6月18日登記	
<u>監事</u>	<u>小宮良雄</u>	令和 1年 5月30日重任	
		令和 1年 7月 9日登記	
		令和 3年 1月16日死亡	
		令和 3年 6月28日登記	

	監事	<u>平井利博</u>	令和 1年 5月30日重任
			令和 1年 7月 9日登記
	監事	<u>平井利博</u>	令和 3年 5月21日重任
			令和 3年 6月28日登記
	監事	<u>平井利博</u>	令和 5年 5月25日重任
			令和 5年 6月19日登記
	監事	<u>吉村俊一</u>	令和 3年 5月21日就任
			令和 3年 6月28日登記
	監事	<u>吉村俊一</u>	令和 5年 5月25日重任
			令和 5年 6月19日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		
登記記録に関する事項	平成25年4月1日財団法人上田繊維科学振興会を名称変更し、移行したことにより設立 平成25年 4月 1日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(長野地方法務局管轄)

令和 6年12月11日

長野地方法務局上田支局

登記官

齋藤真理



2021年度(令和3年度)事業報告

2022年3月31日

1. 法人会員数/320社(2021年3月31日319社)

賛助会員数/103団体(2021年3月31日97団体)

2. リレー講演会/11回(第232回~242回/講師30名・参加者計925名)

第232回リレー講演会(2021年4月15日)【電気分野 EV関連技術】	参加者 79名
第233回リレー講演会(2021年5月20日)【環境・エネルギー】	参加者 63名
第234回リレー講演会(2021年6月17日)【農業】	参加者 67名
第235回リレー講演会(2021年7月14日)【事業報告会】	参加者 135名
第236回リレー講演会(2021年8月19日)【健康・医療】	参加者 77名
第237回リレー講演会(2021年9月16日)【IT、AI、DX】	参加者 80名
第238回リレー講演会(2021年10月7日)【経営】	参加者 77名
第239回リレー講演会(2021年11月18日)【働き方改革】	参加者 48名
第240回リレー講演会(2021年12月16日)【産学官連携】	参加者 49名
第241回リレー講演会(2022年1月21日)【新春特別講演会】	参加者 173名
第242回リレー講演会(2022年2月17日)【次世代交通】	参加者 77名

3. 技術研修会

- ・オンライン生産性向上支援訓練(IoT活用によるビジネス展開)
7/2・7/9・7/16・7/30(全4回) 参加者10名/延べ参加者40名
- ・オンライン生産性向上支援訓練(提案型営業手法)
10/13・10/20・10/27(全3回) 参加者16名/延べ参加者48名
- ・オンライン生産性向上支援訓練(生産性向上と分析)
11/25・12/2・12/9(全3回) 参加者15名/延べ参加者45名
- ・企業のための法務対策セミナー 5/27・6/3(全2回)
5月27日参加者51名/6月3日参加者48名 延べ参加者99名
- ・オンラインビジネス英語 8/27・9/3・9/10・9/17(全4回)
参加者9名/延べ参加者36名
- ・安全保障貿易管理・入門編 9/28 71名
- ・SDGs ビジネス交流会 8/5・26・9/15・10/15・11/12(全5回)参加者24名 延べ参加者120名
- ・知的財産セミナー 1月13日 参加者40名
- ・若手社員NEXT STEP研修 3月16日 参加者20名

4. 産学交流ラウンジ

第11回産学交流ラウンジ by Zoom オンライン (2021年6月10日) 参加者 34名

信州大学繊維学部 機械・ロボット学科 助教 塚原淳氏

第12回産学交流ラウンジ by Zoom オンライン (2021年9月22日) 参加者 47名

信州大学先鋭領域融合研究群先鋭材料研究所 繊維学部化学・材料学科 准教授 高坂泰弘氏

第13回産学交流ラウンジ by Zoom オンライン (2021年12月14日) 参加者 27名

信州大学繊維学部 機械・ロボット学科バイオエンジニアリングコース 助教 田原祐助氏

第14回産学交流ラウンジ by Zoom オンライン (2022年3月8日) 参加者 45名

信州大学繊維学部先進繊維・感性工学科感性工学コース 准教授 金貝屋氏

5. #オンライン de サロン

第6回 2021年10月14日 参加者 30名

ゲスト: 日本貿易振興機構 課長 奥村明子氏

第7回 2021年11月10日 参加者 35名

ゲスト: 信州大学繊維学部応用生物科学科 教授 平林公男氏

第8回 2021年12月8日 参加者 20名

ゲスト: 株式会社トラウム 係長 中村洋氏

第9回 2022年2月16日 参加者 41名

ゲスト: 齋藤木材工業株式会社 経営戦略室長 田島忍氏

第10回 2022年3月16日 参加者名 29名

ゲスト: 長野県南信工科短期大学校 校長 大石修治氏

6. 補助金セミナー

令和3年度経済産業省関係補正予算事業再構築事業申請実績からみたポイント解説

2022年2月18日 参加者 73名

国・県・市の補助金制度説明会 2022年3月4日 参加者 77名

7. 総務人事ネットワーク会議

第29回 (2021年7月20日)

・企業 24社 25名 ・大学 6校 6名

第30回 (2022年2月2日)

・企業 71社 82名 ・大学 6校 6名

8. ビジネスマッチングエントリー

- ・第14回「かなざわマッチング商談会」

日時 2021年9月6日(月)～10(金)

会場 石川県地場産業振興センター(ハイブリッド開催)

- ・第6回ビジネスマッチング個別商談会 in 上越

日時 2021年11月25日(木)

会場 高田公園オーレンプラザ ホール

※2社より、商談希望有、原C面談

- ・第16回とやまオンラインビジネスドラフト

日時 2022年3月7日(月)～18日(金)

会場 オンライン商談会

9. 情報提供

- ・機関誌「AREC・Fiiプラザニュース」第33号(4月)34号(10月)
- ・メールマガジン「AREC・Fiiプラザ通信」26回(第456号～第481号、臨時号)

10. 総会等の開催状況

- ・第8回 AREC・Fii プラザ事業報告会

日時/2021年7月14日 参加者名 135名

会場/ザ・グランドティアラ上田高砂殿及びオンライン

基調講演

演題 「長野県の産業イノベーション創出に向けた取組について」

講師 長野県 副知事 太田寛氏

- ・令和4年新春特別講演会 オンライン開催

日時/2022年1月21日 参加者名 173名

会場/オンライン

新春特別講演会

演題 「夢を力に！」

独創のインクジェット技術で創り出すGX(グリーントランスフォーメーション)」

講師 セイコーエプソン株式会社 取締役会長

長野県経営者協会 会長 碓井稔氏

11. 理事会、評議員会、監査、事業報告会の開催状況

- ・ 監 査 2021年5月17日 10時～ 於 AREC 平井監事
2020年度の事業報告等の監査
2020年度の決算関係書類の監査
公益目的支出計画実施報告書の監査

- ・ 理事会 2021年5月17日 16時～ 於 AREC 及びオンライン
第1号議案 2020年度事業報告
第2号議案 2020年度決算承認の件並びに監査報告 ほか

- ・ 評議員会 2021年5月21日 11時～ 於 AREC 及びオンライン
報告事項1 2020年度事業報告
第1号議案 2020年度決算承認の件

- ・ 臨時理事会 2021年5月21日（書面による議決）
役員改選による理事長・専務理事の選定

- ・ 事業報告会 2021年7月14日 15時～於 ザ・グランドティアラ上田高砂殿及びオンライン
2020年度 事業報告(AREC・Fii プラザ会員事業)
2020年度 収支決算(AREC・Fii プラザ会員事業)
2021年度 事業計画(AREC・Fii プラザ会員事業)
2021年度 収支予算(AREC・Fii プラザ会員事業)

- ・ 臨時理事会 2022年1月13日（書面による議決）
定款一部変更
（「損害保険に関する代理業及び生命保険の募集に関する業務」を追加）

- ・ 理事会 2022年3月18日 14時～ 於 AREC 及びオンライン
第1号議案 2022（令和4）年度 事業計画案承認の件
第2号議案 2022（令和4）年度 収支予算案承認の件

【1】 大学等への研究支援による地域新産業創出事業

(公益目的支出計画に定める継続事業)

1. 研究支援事業

- (1) 大学研究者、専門技術者等と共同研究を希望する企業とのコーディネート活動
- (2) 大学研究者、専門技術者等の研究成果の企業等への紹介

2. 地域産業支援事業

- (1) 地域コーディネータ連絡協議会 2023 年 3 月 29 日
- (2) 海外展開支援セミナーの開催
- (3) 海外展開ネットワーク形成事業

【2】 浅間リサーチエクステンションセンター（上田市産学官連携支援施設）の管理運営

レンタルラボ 18 室（入居率 100%）

【3】 AREC・F i i プラザ事業

法人会員数／324 社

賛助会員数／105 団体

■ リレー講演会／11 回（第 243 回～253 回／・参加者計 814 名 講師 30 名含む）

第 243 回リレー講演会（2022 年 4 月 14 日）【エネルギー】	参加者 74 名
第 244 回リレー講演会（2022 年 5 月 19 日）【食品・農業】	参加者 46 名
第 245 回リレー講演会（2022 年 6 月 24 日）【事業報告会】	参加者 123 名
第 246 回リレー講演会（2022 年 7 月 14 日）【IT、AI、DX】	参加者 72 名
第 247 回リレー講演会（2022 年 8 月 18 日）【環境・通信】	参加者 59 名
第 248 回リレー講演会（2022 年 9 月 15 日）【健康・医療】	参加者 51 名
第 249 回リレー講演会（2022 年 10 月 13 日）【ドローン】	参加者 38 名
第 250 回リレー講演会（2022 年 11 月 17 日）【経営】	参加者 84 名
第 251 回リレー講演会（2022 年 12 月 15 日）【信州大学繊維学部】	参加者 58 名
第 252 回リレー講演会（2023 年 1 月 26 日）【新春特別講演会】	参加者 128 名
第 253 回リレー講演会（2023 年 2 月 16 日）【品質管理・生産管理】	参加者 81 名

■技術研修会

- ・オンライン生産性向上支援訓練(品質管理実践)
7/1・7/8・7/15・7/22 (全4回) 参加者 30名/延べ参加者 120名
- ・生産性向上支援訓練(中堅・ベテラン従業員のためのキャリア形成)
9/2・9/9・9/16 (全3回) 参加者 20名/延べ参加者 60名
- ・生産性向上支援訓練(DXの導入)
11/2・11/9・11/16 (全3回) 参加者 10名/延べ参加者 30名
- ・企業のための法務対策セミナー 5/26・6/2 (全2回)
5月26日参加者 43名/6月2日 参加者 46名 延べ参加者 89名
- ・DXビジネス交流会(全5回)4/19・5/16・6/14・7/12・8/9
参加者 55名/延べ参加者 275名
- ・オンラインビジネス英語 (全4回) 10/21・28・11/4・11)
参加者 8名/延べ参加者 32名
- ・信州 TL0 による技術紹介セミナー 12月6日 参加者 41名

■産学交流ラウンジ

- 第15回産学交流ラウンジ (2022年6月16日) 参加者 24名
長野大学淡水生物学研究所 所長・教授 箱山洋氏
- 第16回産学交流ラウンジ by Zoom オンライン (2022年9月7日) 参加者 20名
信州大学繊維学部機械・ロボット学科機能機械学コース 准教授 秋山靖博氏
- 第17回産学交流ラウンジ by Zoom オンライン (2022年12月1日) 参加者 16名
信州大学繊維学部 化学・材料学科 応用分子化学コース 助教 小嶋隆幸氏
- 第18回産学交流ラウンジ by Zoom オンライン (2022年3月8日) 参加者 19名
信州大学繊維学部応用生物科学科 准教授 高島誠司氏

■#オンライン de サロン

- 第11回 2022年6月8日 参加者名 22名
ゲスト: 専門学校 長野ビジネス外語カレッジ 入試広報 宮崎博樹氏
- 第12回 2022年8月4日 参加者名 41名
ゲスト: シナノケンシ株式会社 総務本部 人事部 人事課課長 川本希美氏
- 第13回 2022年12月14日 参加者 38名
ゲスト: Dao and Crew Ltd. 船長 小島庄司氏

6. ビジネスマッチングエントリー

- ・第7回ビジネスマッチング個別商談会 i n 上越

日時 2022年10月18日(火)

会場 高田公園オーレンプラザ ホール

- ・第16回とやまオンラインビジネスドラフト

日時 2023年3月6日(月)～17日(金)

会場 オンライン商談会

7. 情報提供

- ・機関誌「AREC・Fiiプラザニュース」第35号(4月)36号(10月)
- ・メールマガジン「AREC・Fiiプラザ通信」27回(第482号～第508号、臨時号)

8. 総会等の開催状況

- ・第9回AREC・Fiiプラザ事業報告会

日時/2022年6月24日 参加者名 123名

会場/ザ・グランドティアラ上田高砂殿及びオンライン
基調講演

演題 「企業は眠れる「能力」を呼び覚ませ」

講師 日本経済新聞社 コメンテーター 中山 淳史氏

- ・令和5年新春特別講演会

日時/2023年1月26日 参加者名 128名

会場/ザ・グランドティアラ上田高砂殿及びオンライン
新春特別講演会

演題 「混沌とする国際情勢の中での日本の企業の活路を見出す
～ ウクライナ、台湾、為替リスク ～」

講師 愛知淑徳大学 ビジネス学部 ビジネス研究 教授 真田幸光氏

【4】地域産業発展に寄与する国等の委託事業、補助事業等

1. 東信地域連携産業事業(東信10市町村予算(地方創生推進交付金))
2. 長野県元気づくり支援金事業 東信州次世代農商工連携セミナー
3. 上田市ものづくり企業相談体制整備事業(令和4年度で終了)

4. 上田市創業支援プラットフォーム事業
5. 上田市商工業助成事業の審査業務
 - ・新事業等開発7テーマの審査を実施
6. 信州大学コーディネート業務
7. 特定技能外国人支援事業
 - ・出入国在留管理庁 登録支援機関登録 登録番号 19 登-001115 4社7名
8. 長野県次世代産業開発プロジェクト推進事業
 - ・観光地の次世代EVカーシェアリングサービス実証事業
9. スマート農業技術活用産地支援事業（農研機構）
 - ・2カ年事業の1年目
10. 上田市技術研修センター（+519worklodge）の管理運営
11. 上田市地方創生実践プラットフォーム基盤強化事業
12. 企業向けワーケーション実践支援補助金コンシェルジュ業務
13. 上田市オンライン交流サイト等運営業務（うえだ移住テラス）
14. ものづくり・キャリア教育推進事業
 - ・ものづくり教室1回

2023 年度(令和 5 年度)事業報告

2024 年 3 月 31 日

【1】 大学等への研究支援による地域新産業創出事業事業

(公益目的支出計画に定める継続事業)

1. 研究支援事業

- (1) 大学研究者、専門技術者等と共同研究を希望する企業とのコーディネート活動
- (2) 大学研究者、専門技術者等の研究成果の企業等への紹介

2. 地域産業支援事業

- (1) 地域コーディネータ連絡協議会 2024 年 3 月 27 日

【2】 AREC・F i i プラザ事業

法人会員 325 社

賛助会員 108 団体

1. リレー講演会／11 回 (第 254 回～264 回／講師 33 名・参加者計 731 名)

第 254 回リレー講演会 (2023 年 4 月 13 日) 【IT AI DX】	参加者 59 名
第 255 回リレー講演会 (2023 年 5 月 18 日) 【環境・エネルギー】	参加者 87 名
第 256 回リレー講演会 (2023 年 6 月 21 日) 【事業報告会】	参加者 128 名
第 257 回リレー講演会 (2023 年 7 月 13 日) 【働き方改革】	参加者 49 名
第 258 回リレー講演会 (2023 年 8 月 18 日) 【繊維・素材・感性工学】	参加者 51 名
第 259 回リレー講演会 (2023 年 9 月 14 日) 【知的財産】	参加者 45 名
第 260 回リレー講演会 (2023 年 10 月 12 日) 【食品】	参加者 30 名
第 261 回リレー講演会 (2023 年 11 月 16 日) 【経営】	参加者 84 名
第 262 回リレー講演会 (2023 年 12 月 14 日) 【センサ】	参加者 32 名
第 263 回リレー講演会 (2024 年 1 月 30 日) 【新春特別講演会】	参加者 131 名
第 264 回リレー講演会 (2024 年 2 月 15 日) 【地方創生】	参加者 35 名

2. 技術研修会

- ・生産性向上支援訓練(生産現場の問題解決)

6/8・15・22 (全 3 回) 参加者 19 名／延べ参加者 57 名

- ・生産性向上支援訓練(管理者のための問題解決力向上)

11/21・28・12/5(全 3 回) 参加者 10 名／延べ参加者 30 名

- ・企業のための法務対策セミナー 6/29・7/6 (全 2 回)

6/29 参加者 29 名 7/6 参加者 31 名 延べ参加者 60 名

- ・品質管理実践 7/14・21・28・8/4(全4回) 参加者7名/延べ参加者 28名
- ・インターネットマーケティングの活用セミナー
9/26・10/3・10(全3回) 参加者6名 延べ参加者 18名
- ・ビジネス英語講座 (全4回)
11/9・17・24・12/1 参加者10名/延べ参加者 40名

3. ものづくりパートナーフォーラム

- ・第14回ものづくりパートナーフォーラム 10/26 参加者71名

4. 産学交流ラウンジ

第19回産学交流ラウンジ (2023年6月7日) 参加者 22名

信州大学繊維学部機械・ロボット学科 准教授 施 建 氏

第20回産学交流ラウンジ (2023年9月28日) 参加者 19名

信州大学繊維学部先進繊維・感性工学科 助教 丸 弘樹 氏

第21回産学交流ラウンジ (2023年12月6日) 参加者 17名

信州大学繊維学部 化学・材料学科 准教授 村井 一喜 氏

第22回産学交流ラウンジ (2024年3月13日) 参加者 21名

信州大学繊維学部 応用生物科学科 准教授 橋本 朋子 氏

5. #オンライン de サロン

第14回 2023年7月26日 参加者名 16名

ゲスト: 中小企業経営支援研究所 代表 赤羽 博 氏

第15回 2023年10月5日 参加者名 26名

ゲスト: MTI 特許事務所 所長 弁理士 吉村 俊一様 氏

第16回 2024年1月22日 参加者 29名

ゲスト: インターテック・サーティフィケーション株式会社
エヴァンジェリスト 丸山 文幸 氏

6. ビジネスマッチングエントリー

- ・第16回かなざわマッチング商談会

日時 [オンライン商談] 2023年8月21日(月)~25日(金)

[リアル商談] 2023年8月28日(月)~31日(木)

会場 金沢商工会議所会館

東京都の企業より商談希望有 → 8月24日(木) オンラインにて面談

・第8回ビジネスマッチング個別商談会 in 上越

日時 2023年11月7日(火)

会場 高田公園オーレンプラザ ホール

7. 情報提供

- ・機関誌「AREC・Fiiプラザニュース」第37号(4月)38号(10月)
- ・メールマガジン「AREC・Fiiプラザ通信」25回
(第509号～第533号、臨時号)

8. 総会等の開催状況

・第10回 AREC・Fii プラザ事業報告会

日時/2023年6月21日 参加者名 128名

会場/ザ・グランドティアラ上田高砂殿及びオンライン

基調講演

演題 「イノベーション創出のための失敗のマネジメント

～アカデミックな知見とエビデンスの活かし方～

講師 早稲田大学 大学院経営管理研究科 准教授 牧 兼充 氏

・令和6年新春特別講演会

日時/2024年1月30日 参加者名 131名

会場/上田東急REIホテル及びオンライン

新春特別講演会

演題 「半導体産業は国家安全保障、サプライチェーン、

世界経済のコアとなった!

～材料、装置に強いニッポンの出番、国内すべてで設備投資ラッシュの波～

講師 株式会社産業タイムズ社 代表取締役会長 泉谷 渉 氏

【3】浅間リサーチエクステンションセンター(上田市産学官連携支援施設)の管理運営
レンタルラボ 18室(入居率100%)

【4】地域産業発展に寄与する国等の委託事業、補助事業等

1. 東信地域連携産業事業(東信10市町村予算(地方創生推進交付金))
2. 長野県元気づくり支援金事業 東信州次世代農商工連携セミナー

3. 産業・DX人材育成事業（東信州DX大学）
4. 上田市創業支援プラットフォーム事業
5. 地域活力創生女性人材育成業務
6. 特定技能外国人支援事業
 - ・出入国在留管理庁 登録支援機関登録 登録番号 19 登-001115 2社3名
7. スマート農業技術活用産地支援事業（農研機構）
8. 上田市技術研修センター（+519worklodge）の管理運営
9. 上田市地方創生実践プラットフォーム基盤強化事業
10. 企業向けワーケーション実践支援補助金コンシェルジュ業務
11. 上田市オンライン交流サイト等運営業務（うえだ移住テラス）
12. 経済産業省 未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業費補助金
AKATSUKIプロジェクト（長野県版EACH EDGE）
13. 信州大学コーディネート業務
14. その他
 - 上田市商工業助成事業の審査業務
 - 人材学生等就労支援事業補助金
 - 生産性向上訓練実施業務
 - 農林水産業と食品事業の連携強化支援事業
 - 保険代理店（三井住友海上保険）